平成２４年（再イ）第２号
新潟県柏崎市大字安田6240番地１
再生債務者　猪爪　浩昭
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月15日まで
平成24年７月25日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２４年（再イ）第５７号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番２―306号
再生債務者　前田　礼子
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月15日まで
平成24年７月25日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１号
鹿児島県南九州市頴娃町別府1242番地３
再生債務者　福留　隆広
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月16日まで
平成24年７月19日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（再イ）第１２号
青森市東造道２丁目４番16号　コンフォート東造道308号
再生債務者　佐々木健一
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月23日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月23日まで
平成24年７月26日
青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第５号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目２番32号
再生債務者　飯田　孝行
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年７月26日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
愛媛県今治市大西町九王甲731番地47
再生債務者　林　　志帆
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月22日から平成24年８月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（再ロ）第５号
金沢市吉原町リ200番地８
再生債務者　黒川　権治
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月30日から平成24年９月13日まで
金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１３７号
東京都世田谷区千歳台５―６―22
再生債務者　坂爪　　寛
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月７日まで
平成24年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第５号
名古屋市中川区長須賀２丁目1002番地
再生債務者　渡辺　久美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月15日まで
平成24年７月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第２６号
大阪府門真市沖町４番25号
再生債務者　若林　茂樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月22日まで
平成24年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第３号
広島市西区三滝本町２丁目２番１―301号　中田マンション
再生債務者　金子　明弘
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月22日まで
平成24年７月25日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再ロ）第４４号
京都府木津川市山城町上狛巽町21番地３
再生債務者　辰巳忠次郎
１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成24年７月２日付け変更再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月23日まで
平成24年７月23日
京都地方裁判所第５民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再ロ）第１０１号
大阪市旭区新森６丁目10番18号
再生債務者　奥　　信一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年２月９日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成24年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十四年四月四日
掲載頁　五頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月三十日
掲載頁　七十六頁（号外第一六四号）
平成二十四年八月三日
東京都港区三田三丁目四番一九号
（甲）ＤＫＳＨジャパン株式会社
代表取締役　ペーター・ケメラー
東京都千代田区内神田一丁目一五番一〇号
（乙）株式会社クレー商会
代表取締役　横山　雅之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.owariseiki.co.jp/jp/announce/moriyama.html
（乙）http://www.owariseiki.co.jp/jp/announce/asahitekkou.html
平成二十四年八月三日
名古屋市守山区天子田一丁目六一三番地
（甲）株式会社守山製作所
代表取締役社長　古屋　勉
愛知県尾張旭市下井町下井二二三三番地の七
（乙）株式会社旭鉄工所
代表取締役社長　平松　繁孝